

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税は、地方税法において課税方式が定められており、応能負担のみで課税することはできません。本市では、現在4方式で計算し課税していますが、応能割と応益割の割合は概ね7:3となっており、低所得の方の負担を考慮した割合となっております。

賦課方式等については、その統一を共同保険者である埼玉県が策定した埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)により、埼玉県全市町村で取り組むこととされていることから、被保険者への影響や本市の財政負担などを考慮しつつ、埼玉県と連携し検討していきたいと考えます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割については、令和4年度から未就学児の均等割5割軽減の導入が予定されています。今後も引き続き軽減の拡充について、全国市長会などを通じて要望していきます。なお本市では、「女性と子どもにやさしいまち」を掲げ、子ども医療費の無償化、子どもインフルエンザ予防接種費用の無償化、0歳児おむつ無償化事業などを実施して子育て世帯の経済的負担の軽減に努めています。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの法定外繰入については、県に納める国民健康保険事業費納付金額などが、どの程度かを踏まえ、被保険者への影響、本市の財政運営や県の運営方針等を考慮し、検討していきたいと考えています。

なお、国による財政支援については、引き続き要望してまいります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

本市条例では、減免について「所得割額を納付すべき納税義務者で、その年の所得が著しく減少し、かつ、担税力がないもの」等と規定しています。個々の生活状況を 1 件ずつお聞きし判断していますので、一律に生活保護基準の 1.5 倍未満というような基準を定めることは考えていません。

なお、平成 30 年度に広域化されたことに伴い、今後、保険税減免等について統一的な基準が検討されていく予定ですので、統一的な基準ができた場合は、それに従う予定です。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免については、令和 2 年度と同内容の基準で実施します。なお周知については、納税通知書送付時に同封、ホームページに掲載するなどにより行っています。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免についても、減免の希望がある方の個々の事情をお聞きし、1 件ずつ判断しています。一律に生活保護基準の 1.5 倍未満というような基準を定めることは考えていません。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書の様式については、国の基準に沿って決められています。審査に必要な項目等を申請いただくこととなっていますので、項目を省略するなどはできませんが、丁寧な説明をさせていただくなど、記入しやすいように対応しています。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

減免の決定については、保険者である飯能市が行うため、医療機関の会計窓口申請書を置いたり、手続きを行うことはできません。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

国民健康保険税の収納を担当する部署と連携を取りながら、一人ひとり状況を聞き取り対応しています。納税相談についても、わかりやすい説明を行いながら状況をお聞きし、一緒に納税計画を立てています。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

差押えにつきましては、担税力があるにもかかわらず、納税相談にも応じない等、納付意思のない長期滞納者に対し、生活費相当額を除き実施しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

納税者が事業者の場合は、やむを得ず処分を執行するにしても、可能な限り事業そのものに大きな影響を与えない財産への処分を検討、優先しています。しかし、他の財産が発見されない場合や、意図的で悪質な滞納と判断された場合のみ、やむを得ず売掛金などへの処分を執行することもあります。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

納税相談では休日開庁の実施など相談しやすい環境をつくるとともに、相談時は丁寧な対応でお話を伺い、納税計画を立てていきます。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

被保険者の方には有効期限が1年の保険証を交付し、郵送しています。ただし、国民健康保険税に一定の滞納額がある方の場合、有効期限が4か月の短期保険証を交付し、国民健康保険税に滞納がある方と接触する機会を設け、納税相談を促しています。被保険者間の公平性の観点から必要な施策です。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

被保険者間の公平性を考えると、滞納がある方と接触の機会を設けることは、国民健康保険制度を維持する上でやむを得ないことと考えます。早期に納税相談等を行っていただき、計画的に納税いただくことで、郵送へ変更できます。ぜひ納税相談をお願いします。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

令和2年度は1件の交付がありました。交付に至るまでには短期被保険者証を交付し、督促・催告・臨宅・納付相談の案内通知を送付するなど接触の機会の確保に努めています。

また、交付にあたっては、対象者の状況を十分に調査し、特別な事情がある場合には申し出をいただくようにしています。特別な事情がなく国民健康保険税を滞納し、納税相談等にも応じていただけない方には交付することとなります。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

大規模な災害となるような事案で国から財政支援が受けられる場合には、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給と同様の対応をする予定ですが、それ以外の場合は、国民健康保険の財政運営に影響するため、慎重に検討する必要があると考えております。なお傷病手当金については、現在、令和3年9月30日までが対象となっております。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

被用者以外の者への支給については、必要に応じて、今後、国から財政支援が受けられるよう要望してまいります。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

本市では、被保険者や医療関係者等から広く選任していますが、公募は行っていません。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

通常、業務の中で市民の皆様から様々な声を聴かせていただいています。また、国保運営協議会からも多くのご意見をいただき、そういったご意見等を事業運営の参考とさせていただきます。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健診の本人負担は無料です。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

がん検診と特定健診については、同時受診が可能です。ただし、検診種別によって受診できる指定医療機関が異なるため、ご希望のがん検診を実施している指定医療機関を選んで受診していただきます。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

過去5年で受診歴のない未受診者に対し、年代別、男女別で8パターンの勧奨通知を作成し受診を呼びかけます。（受診勧奨通知事業）

過去5年で受診歴のある未受診者に対し、個別に電話による受診勧奨を実施し、連続受診を呼びかけます。（電話勧奨事業）

過去3年間で事業主健診や指定医療機関以外での健診受診などの情報提供のあった方に対し、情報提供を呼びかける通知を送付します。また、農業協同組合等と連携し事業者健診の結果提供を受けます。（情報提供事業）

広報紙、ホームページ、ポスター、イベント等を利用し広く特定健診の必要性についてPRを実施します。（受診促進事業）

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

保健予防事業の実施にあたり、個人情報については厳重に管理を行っています。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療制度の医療費は、約5割を公費、約4割を現役世代の保険料が元になる支援金、約1割を保険料とした財源となっています。2022年からは団塊の世代が後期高齢者となり始めることから更なる医療費の増大が見込まれています。現役世代の負担上昇を抑え、世代間の公平を重視する全世代型社会保障の実現のために必要な施策と考えております。しかしながら、後期高齢者の受診控え等の影響も考えられるため、広域連合を通じて国に対し対策を要望してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

介護福祉課と連携して行っている、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施により、健診データを利用した高齢者のサポートを実施しています。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

介護福祉課と連携して行っている、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施により、介護予防教室等にてフレイル予防に重点をおいた健康教室等を実施しています。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

健康診査は無料、人間ドックは23,750円の補助により実施しています。がん検診は健康づくり支援課、歯科検診は健康づくり支援課及び埼玉県後期高齢者医療広域連合にて実施しています。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

西部保健医療圏において、埼玉県西部地域保健医療・地域医療構想協議会を設置し、計画の試案作成や推進等に対応します。

本市単体での構想ではなく、飯能市、所沢市、狭山市、入間市、日高市で構成されるこの協議会で地域医療について引き続き協議してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

地域医療の充実を図ることを目的に看護師を養成する飯能看護専門学校に対し、補助金を交付しています。

また、県ナースセンターへの届出に関する周知を行うなど、周知・啓発に努めます。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

令和3年度から「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を健康づくり支援課内に設置、新型コロナウイルスワクチンの接種を計画及び実施することで、感染拡大の防止に努める体制強化を図っています。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

現在、保健所を中心として感染状況に合わせて調査範囲も広がっており、一律に定期的な検査を実施することなく効率的かつ効果的な検査体制が整備されています。

集団において、感染者が出た場合、保健所の調査後、どこまで検査を実施することが必要かを保健所の指示に基づいて適宜検査を行っております。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

現在、医療機関への影響も考え、その予定はありません。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

7月末までに完了を目標に行っている65歳以上の高齢者へのワクチン接種については、飯能地区医師会ならびに飯能地区薬剤師会のご協力のもと、順調に進め、希望される方への接種は完了する見込みです。

ただし、64歳以下の接種を希望される方につきましては、ワクチン供給減少に伴い、これまでの接種体制を継続することは不可能であり、新たな予約を停止せざるを得ない状況にあります。今後の国からのワクチン供給量を見極め、場合によっては接種体制を見直すとともに、早期再開を目指します。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護保険制度は、給付費に対する財源として国、県、市で50%の公費、第2号被保険者が27%、第1号被保険者が23%の負担をいただき運営しています。

第8期計画では本市は保険料を据え置きとさせていただきました。次期計画においても介護保険料については給付とのバランスを図りながら設定していくこととなります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免は10件でした。2021年度も減免の実施を行います。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

今年度、第1段階から第3段階までの方につきましては、軽減措置を行いました。

保険料の軽減については、ホームページ、広報、保険料決定通知書送付の際のパンフレット等で周知させていただいています。また、独自に減免制度の拡充を行う予定はありません。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

要介護状態区分に応じて利用できる上限額が決められています。上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた部分は全額が利用者の負担となります。市独自で助成する予定はありません。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

負担の割合は所得等によって定められていますので、市独自で設定することは出来ません。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

看護小規模多機能型居宅介護等の食費等については、居宅の方と同じ扱いのため、介護保険制度ではサービスの対象となっておりません。また、市独自で助成制度を設ける予定はありません。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

令和3年度の介護報酬の改定により、新型コロナウイルス感染症に対応するための特別加算が算定されています。また、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いが示され、市内各事業所においては、感染予防対策を講じながら、事業の実施をしていただいております。特に経営が悪化しているとの情報は得ておりません。市として、独自に財政的に支援をしていく予定はありません。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

現在、県で定期的にマスク、消毒液、グローブなどの衛生材料を提供し、市で配布しております。現在のところ、市内の事業所にこれらの不足はありません。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

高齢者施設の入所者・職員のワクチン接種につきましては、4月末から順次実施しております。また、高齢者へのワクチン接種も80歳以上から順次、年代別に実施しております。

PCR検査につきましては、県において、現在、入所系のサービス従事者に、7月からは通所系のサービス従事者も追加され、月2回無料でPCR検査が実施されています。また施設入所者には新規入所時に検査を無料で行っています。このため、市で独自に実施する予定はありません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

今後も高齢化が進む中、施設サービスへの需要は増加するものと考えます。一方、住み慣れた場所でいつまでも元気に暮らしていただけるよう地域包括ケアシステムの強化推進に向けて、第8期計画に基づき、各事業やサービスの整備等を推進していきます。

施設整備については、今後も保険料とのバランスを考慮し検討していきます。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

本市においては、市内に地域型地域包括支援センターを4か所、統括的機能を持つ基幹型地域包括支援センターを1か所設置しております。

これまでも体制の充実を図ってきたところですが、今後も飯能市地域包括支援センター運営等協議会と連携を図りながら、地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行い、地域の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援センターの体制の充実を図っていきます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

国・県による無償提供や関連する補助金等の情報について、事業所に随時提供してまいります。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

PCR検査については、埼玉県が「障害者支援施設等職員を対象としたPCR検査」を進めています。今後も、国・県による検査情報を事業所に随時提供してまいります。

入院体制の確保については、保健所と連携し対応してまいります。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

飯能市では、小規模でサービス提供する事業所が多く、市内各法人の人材には限りがあり、新型コロナウイルス感染防止対策における応援体制を構築するには困難が予測されます。本市では、埼玉県が実施する「障害者入所施設等におけるクラスターの発生に備えた互助ネットワーク」と連携を図ります。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

本市新型コロナウイルスワクチン接種対策室と連携し対応しています。障害者へのワクチン接種の促進については、入所施設内での接種や、かかりつけ医での接種など、出来る限り障害特性への配慮を行ってまいります。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

令和2年度に面的整備を行いました。また、第6期飯能市障害福祉計画に基づき障害者支援協議会（相談支援部会）を中心に拠点運営課題に関する協議を継続し、飯能市障害福祉審議会でも事業の検証を実施してまいります。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

本市の財政状況から独自補助は、考えておりません。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

飯能市では、障害者支援協議会及び障害福祉審議会に当事者・家族の参画を進めています。例えば、地域生活支援拠点については、障害福祉計画策定の際に、当事者・家族等、障害福祉関係団体・事業所、介護関係法人等へのヒアリングを実施し、障害者支援協議会相談支援部会での協議の上、障害福祉審議会に報告し、それら当事者・家族等の意見を踏まえた審議の上、整備したところです。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

障害者相談支援事業により個別支援を通じて把握しています。また、第6期飯能市障害福祉計画策定にあたり、各関係者・団体へのヒアリングを実施する等により、実態に即した見込み量を定めております。

本市では、バリアフリー環境や強度行動障害の対応できるグループホームなど、重症心身障害や強度行動障害の方の暮らしの場の設置について課題となっています。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

本市では、地域包括支援センターと障害者相談支援事業所を併設（委託）し、世帯全体を包括的に相談対応できる仕組みとし、必要な福祉サービス等の提供を行っています。

また、緊急時の対応については、令和2年度に地域生活支援拠点の面的整備を行いました。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

施設入所者について、サービス等利用計画や個別支援計画により把握しています。土日等の帰省にあたっての支援については、サービス管理責任者や相談支援専門員により個別にニーズを把握し対応しています。

土日等の障害福祉サービスの利用については、各障害福祉サービスの支給決定基準に従い、適切なサービス提供ができるよう支援しています。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療支給制度は、医療費の一部を支給することにより、本人とその家族の経済的負担を軽減することを目的としており、本市では、県補助金交付要綱に沿って実施しています。限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者の方などに限定し、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという考えに基づくものです。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

本市で窓口払いの廃止をした場合、負担の軽減を必要としている人へのサービスの向上につながるなどの課題があることから、引き続き、研究が必要であると考えます。また、現物給付の広域化については、必要に応じて、県などに要望したいと考えます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

対象の拡大については、県の対象と同様であることから、市独自の拡大は考えておりません。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

関係機関において、今後検討してまいります。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

飯能市では、障害者生活サポート事業をすでに実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

持ち出し金額は、約206万円（令和2年度）

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

現状においても市の上乗せ補助を実施しています。事業の拡大については考えておりません。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

本事業は、県の制度に沿って実施しておりますので、制度改善につきましては、県の動向を注視し対応を検討いたします。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

補助の増額や低所得者の負担応能化についての要望は、県に対して機会を捉えて働きかけてまいります。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

本市では、これまで年間48枚（1月当たり4枚）を交付しておりましたが、令和2年度からは、年間72枚（1月当たり6枚）に交付枚数を増やし、引き続き、日常生活や社会参加への支援を行っています。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

本市では、身体障害や知的障害のある方を対象に助成しておりますが、所得制限や年齢制限は設けておりません。今後も障害特性に応じた支援を行ってまいります。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

引き続き近隣市との連携を図るとともに、機会を捉えて県に対して働きかけてまいります。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

本市では、自力で避難することなどに支障が生じる方について登録が可能であり、また家族がいても名簿への登録をすることが可能となっております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

本市では、市内施設に御協力をいただき福祉避難所を指定しております。被災状況に応じては、直接福祉避難所での対応も行います。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

被災状況に応じた対応となります。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

被災状況によっては、市、関係団体の協働による災害時支援体制により対応してまいります。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

本市危機管理室と連携協力し、対応してまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

予算削減とならないよう本市財政課と協議してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れな待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

今年度4月時点の待機児童等の実態としましては、飯能市に住所のある児童で残念ながら保育所（園）等の入所が保留となった児童数は41名となります。そのうち、特定の施設のみを希望する児童（私的理由による児童）などを除いた待機児童数は0名となります。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

本市における4月時点の公立保育所の年齢別の受け入れ児童総数については、次のとおりとなります。（0歳児：11人、1歳児：78人、2歳児：109人、3歳児：152人、4歳児：162人、5歳児：175人、合計687人）

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

施設の整備につきましては、既存の幼稚園・保育園の認定こども園移行による保育の受入枠拡大を優先的に行っております。今後も保育の需要に応じて必要な施設整備を進めて参ります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

障害等があり支援が必要な児童が入園する施設に対しては、障害児担当保育士の雇用に必要な経費について、補助金を交付することで財政的な支援を行っております。

公立保育所においては、必要な人員を配置することにより対応を行っております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

市内にある認可外保育施設は、その多くが従業員対象の保育施設であり、現在、認可施設に移行する予定はございません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

本市は令和2年度において新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組みながら施設運営を継続している市内の民間保育園、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等に、応援金として受け入れ児童数に応じて補助金を交付いたしました。この補助金は支出用途を問わないとしており、各施設の特性や課題に応じて、少人数保育の実施を含む、きめの細かい支援のために有効に活用されていると考えております。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、各保育施設では日々消毒作業を徹底しており、行事等も規模の縮小や分割など様々な取り組みを行っております。

さらに、今年度から保育所アドバイザーを配置し、保育所の巡回や、保育の質の向上につながる助言・指導等を行う予定です。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善につきましては、民間保育園においては、飯能市単独の補助として、勤務年数に応じた職員給与調整費補助金を交付し、給与水準の向上を図っております。

また、令和元年度から実施している補助金として、国の保育対策総合支援事業費補助金のうち、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保につなげる為、保育園等における保育士の業務の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する「保育補助者雇上強化事業補助金」と、保育施設の清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者を配置することで保育士の業務負担の軽減を行う「保育体制強化事業補助金」を、補助を希望する民間保育園へ交付し、処遇改善に努めております。

保育士の処遇改善については、保育の質の確保のため、また保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保のため重要な要素となりますので、引き続き、できることを着実に進めてまいります。

また、今年度から保育所アドバイザーを配置し、保育所の巡回や、保育士の相談・等の業務を行う予定です。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

令和元年10月1日より、3歳児以降の保育料が無償化されたことに伴い、今まで保育料の一部として徴収していた副食費が実費徴収化されました。低所得世帯等に対する副食費の免除を実施し、無償化前と比べて、費用負担増とならないよう配慮しております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外保育施設の指導監査につきましては、市内にある全施設を対象に年1回実地監査

を実施しております。基準を満たさない事項があれば指導し、改善報告書の提出を求めています。

また、研修の実施につきましては、県から送付された研修案内を市内の認可外保育施設に随時転送し、研修の参加を促しております。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

保育所等に在籍している途中に、下の子を出産して育児休業を取得する場合、保護者が在宅となるため保育の必要性が認められなくなるのが原則ですが、上の子（在園児）にとって必要な場合には例外的に育児休業期間中でも上の子の継続利用が可能とするルールを設けております。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

大規模クラブの分割・整備につきましては、令和元年度には飯能第一小学校と原市場小学校の余裕教室を改修し、児童クラブの分割整備を行いました。今後も児童クラブが適正規模となるよう整備を進めていきたいと考えております。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町（同 50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

本市では平成 26 年度から処遇改善等事業を実施しており、平成 27 年度には市単独の補助金を設けるなど、支援員等の処遇改善に取り組んでいるところです。平成 30 年度からはキャリアアップ事業も行い、支援員の確保につながるよう努めております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

本市の放課後児童クラブは全て民営のため、該当するクラブはありません。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

本市では、現在、中学3年生まで子ども医療費の一部負担金を無償としています。医療費助成については、自治体間で競争がなされる政策ではなく、全国一律の制度として、どこに居住していても同じであるべきと考えます。

市としましては、18歳年度末までの無償化拡大については、財源等の課題があるほか、子育て支援に対して、国、県の動向等を見極めながら、慎重に検討する必要があると考えます。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

全国市長会等を通じて、引き続き、要請を行っていきたいと考えます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

チラシについては、フリガナを振ったり、レイアウトを改善するとともに内容を充実させ、より見やすい、理解しやすいチラシに改善しております。

ホームページについては、このチラシを掲載し、見直しを行いました。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

扶養照会につきましては、厚生労働省社会・援護局保護課長通知及び同事務連絡において、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう改善が行われました。

本市としましては、生活保護を申請される方に、扶養義務者との関係等について良く聞き取りを行い、厚生労働省からの通知及び事務連絡と照らし合わせ、事務処理を行ってまいります。

なお、生活保護の相談・申請に来られる方は、様々な悩みや不安を抱えて市役所に来られます。そのような方々の心に寄り添いながら、面接・相談や生活支援に努めてまいります。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

保護決定・変更通知書には、支給額だけでなく変更の理由も記載しております。また、必要に応じて詳細な理由も記載しております。

なお、説明を求められた場合は、担当ケースワーカーがご理解いただけるよう丁寧な説明を行っております。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

ケースワーカーの人数については、令和3年度から1名増員し、標準数を確保しております。

新たにケースワーカーとなる職員については、社会福祉主事の資格取得や新任ケースワーカー研修等を受講し、生活保護利用者の立場に立ったケースワークができるよう資質向上に努めております。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

無料低額宿泊所については、本人に対し、施設の場所や状況、内容等を丁寧に説明し、承諾を得た場合のみ入所することとしております。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

本市における生活困窮者自立支援事業は、自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、学習支援事業、家計相談支援事業を実施し、生活困窮者の自立に向け支援しております。

生活困窮者自立支援事業の相談に来られた方であっても、生活保護が必要と判断される場合は、生活保護担当に引き継ぐなど適切な支援を行っております。

また、毎年度、飯能市民生委員・児童委員協議会と生活保護自立支援検討会議を開催し、生活保護制度の理解を深めるとともに、地域の生活困窮者の情報提供を依頼し、生活困窮

者の迅速な支援に努めております。

以上